

軽自動車税の改正について

平成28年度から次のとおり軽自動車税の税率が改正されます。

原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪車等

平成27年度から税率の改正を実施する予定でしたが、1年延期となり平成28年度から実施されます。

車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(排気量50cc以下)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2輪のもの	1,600円
		4輪またはキャタピラのもの(排気量1,000cc以下)	2,400円
		4輪またはキャタピラのもの(排気量1,000cc超)	3,100円
	その他のもの(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
2輪の軽自動車	排気量125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	排気量250cc超	4,000円	6,000円

3輪・4輪の軽自動車

1. 重課税率(平成28年度から)

平成28年度より最初の新規登録から13年を経過した軽自動車については、重課税率が導入されます。ただし電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリット自動車および被けん引車は重課の対象から除きます。

車種区分		税率(年額)		
		平成27年3月31日までに新規登録された車	平成27年4月1日以後に新規登録した車	新規登録から13年を経過した車
3輪		3,100円	3,900円	4,600円
4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

*新規登録とは自動車検査証の「初度検査年月」です。

*平成28年度に重課税が適用されるのは、「初度検査年月が平成14年12月以前」の車です。

2. 軽課税率(グリーン化特例 平成28年度のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受ける減税対象車を取得する場合には限り適用されます。

車種区分		税率(年額)		
		ア	イ	ウ
3輪		1,000円	2,000円	3,000円
4輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円
		営業用	1,000円	1,900円

ア. 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

イ. 乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車・貨物車:平成27年度燃費基準+35%達成車

ウ. 乗用:平成32年度燃費基準達成車・貨物車:平成27年度燃費基準+15%達成車

*イ、ウは、ガソリン車・ハイブリット車で、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。

*各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

【問合せ】税務課(内線112)